

令和 6年 9月 8日

大阪府東大阪市四條町 12-8
株式会社 ロブテック
品質保証部



該非判定書

次項からのリストに記載されている製品の各法令に対する判定結果は以下の通りとなります。

記

【輸出貿易管理令および外国為替令】

令和 6年 9月 8日施行政省令対応

1. 輸出貿易管理令別表第 1

当該製品は輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項から 1 5 項にかかる該当貨物ではありません。

なお、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 6 項には該当しております。

2. 輸出貿易管理令別表第 2

当該製品は輸出貿易管理令別表第 2 にかかる該当貨物ではありません。

3. 外国為替令別表

当該製品は外国為替令別表にかかる該当貨物ではありません。

【米国輸出管理規則 (EAR)】

当該製品は対象外となります。